

実施方針（案）に関する質問・意見内容及び回答

令和6年4月25日

No	タイトル	実施方針の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
1	本施設の概要	4	2	6			2-1に記載されているごみ焼却施設の建築面積は15,455m <sup>2</sup> となっていますが、弊社の資料では建築面積4,057.87m <sup>2</sup> 、延床面積でも9,832.47m <sup>2</sup> になっています。間違いはないでしょうか。	以下のとおりとします。 ごみ焼却施設 建築面積：4,057.87 m <sup>2</sup> 延床面積：9,857.83 m <sup>2</sup>
2	SPCの設立について	4	2	7			「SPC設立の有無は提案とする」とありますが、設立するかしないかによって、提案評価への影響はあるでしょうか。	公告時の評価基準をご確認ください。
3	基幹的設備改良工事業務について	6	2	11	2	2) コ	中央制御室壁一部改修工事が業務範囲に含まれていますが、どのような用途で実施されるのでしょうか。また、具体的な改修範囲をご教示していただけないでしょうか。	中央制御室壁一部を撤去し、環境啓発設備の設置場所や展示物等の閲覧場所、見学者向けの説明スペース等とすることを想定しています。改修範囲は別添のとおりです。
4	管理運営業務について	6	2	11	3	ウ	管理運営業務の範囲に示されている「関連施設」の内訳についてご教示願います。	油倉庫、雨水調整池、汚水処理槽（3箇所）があります。 なお、グランドゴルフ場は、「あずま屋」を含みます。
5	一級建築士事務所登録について	12	4	3	2	1) エ	資格要件として、一級建築士事務所登録を行っていることとありますが、登録しているのが本社等で、入札参加資格の登録を行っている事務所でない場合でも、要件を満たしていると認めていただけるでしょうか。	認めるものとします。 なお、公告後の参加資格申請時には各種書類の提出を求めますのでご承知おきください。
6	電気主任技術者の選任・届出について	28	11				表のNo.1で、「施設設置者（所有者）としての施設管理」は貴市側となっていることから、電気事業法上の電気工作物の設置者は貴市であり、電気主任技術者の選任・届出も貴市の所掌であると拝察しますが、それで間違いはないでしょうか。	間違いではありませんが、本事業における電気主任技術者は、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（令和4年9月20日改正・経済産業省）に定める「みなし設置者」として、受託事業者にて選任することとします。
7	添付資料 リスク分担（案）の処理手数料収納について	35				61	処理手数料徴収後の過不足によるものが事業者のリスクとなっていますが、処理手数料の内容についてご教示願います。	ごみ焼却施設の計量棟において、ごみを搬入した市民や事業者から現金で徴収する処理手数料を指します。区分は以下のとおりで、「安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に定められています。 ・市民（家庭系一般廃棄物）：50円/10kg ただし30kg未満は無料 ・事業者（事業系一般廃棄物）：100円/10kg ※し尿処理施設を含め、管理運営委託の範囲内で徴収する処理手数料は、この他には現在ありません。
8	リスク分担について	35	11				表欄外の※1、※2において、「一定程度」までは民間事業者の負担であるとのことですが、「一定程度」の具体的な数値は公告時にご明示頂けるといふ事によろしいでしょうか。	※1については、公告時に示す予定です。 ※2については、事案ごとに都度市との協議により決定するため、入札公告時において公表は予定しておりません。
9	管理運営業務の対価について	35	11				表欄外の※3、※4において、「変動料金」を採用するとされています。これはごみやし尿等の受入量あたりの単価（円/t や 円/KL）を設定する意味だと拝察しますが、どの費目にこれを採用するか（しないか）は、事業者側で提案させて頂けるものでしょうか。	「変動料金」の解釈は、お見込みのとおりです。提案の可否については、公告時の入札説明書をご確認ください。

